

事務連絡
令和4年12月23日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その4）」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、1万円/日の支援を行う補助制度（以下「通常補助制度」という。）を活用することができます（原則10日間、最大15日間）（地域医療介護総合確保基金）。

また、令和4年1月9日以降、更なる追加的支援策として、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）の支援を行う補助制度（以下「追加補助制度」という。）を活用できることとしています。追加補助制度については、令和4年4月8日から令和4年12月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです^(※1)。

今般、令和5年3月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとしました。加えて、通常補助制度及び追加補助制度（あわせて「本補助制度」という。以下同じ。）における各施設内療養者の補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。このことについて、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その4）」（令和4年12月23日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

(参考事務連絡)

※1 高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その3)」(令和4年9月27日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000994305.pdf>



【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その4)」(令和4年12月23日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会